

第489回岩手県青少年環境浄化審議会

日 時 令和7年9月5日(金)13時30分～

場 所 いわて若者カフェ（岩手県公会堂地下）

次第

1 開 会

2 審議会成立宣言

3 審議（諮問）事項

青少年のための環境浄化に関する条例第10条第1項（第10条の2第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づく青少年に不健全な図書類の指定の適否について

4 そ の 他

5 閉 会

【添付】

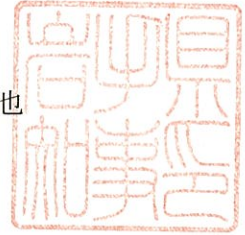
「青少年に不健全な図書類の諮問について」謄本（令和7年8月27日付、若第256号）

若 第 256 号

令和 7 年 8 月 27 日

岩手県青少年環境浄化審議会会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



青少年に不健全な図書類について（諮問）

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく青少年に不健全な図書類として、指定することの適否について意見を求めます。

記

図書類 別紙「諮問不健全図書一覧表」のとおり

諮 問 不 健 全 図 書 一 覧 表

[令和7年9月5日（金） 開催]

番号	種 類	名 称 等	発行所名	発売元名	発行（発売）月日
1	雑誌	週刊アサヒ芸能 8.28 特大号	株式会社徳間書店	株式会社徳間書店	令和7年8月28日
2	〃	週刊実話 9月4日号	株式会社日本ジャーナル出版	株式会社日本ジャーナル出版	令和7年9月4日
3	〃	週刊大衆 9月1日号	株式会社双葉社	株式会社双葉社	令和7年8月18日
4	〃	臨時創刊ラヴァーズVOL.44	株式会社大洋図書	株式会社大洋図書	令和7年8月5日
5	〃	実話ナックルズウルトラ vol.38	株式会社大洋図書	株式会社大洋図書	令和7年7月10日

参考資料

東北・北海道青少年保護条例担当国会議資料より抜粋

1 青少年の情報モラル向上に関する取組みについて

道県名	内容
岩手県	1 情報メディア対応能力養成講座 (1) 目的 各地域での主体的な取組を推進し、青少年の被害・非行を未然に防ぐことを目的として県内4地区で開催しているもの。4地区のうち1地区については青少年をネット依存から守るための講座と併催しているもの。 (2) 内容 ア 「インターネットを巡る青少年の犯罪被害の現状と課題」 講師：開催地区の所轄警察署生活安全課長等 イ 「情報メディアとの上手な付き合い方」 講師：情報メディア出前講座等を実施している機関 ウ 「青少年をネット依存から守るために」 講師：岩手県医師会から紹介された医師 (3) 今年度予定 ア 県央地区 矢巾町 ※青少年をネット依存から守る講座と併催 イ 県南地区 一関市 ウ 沿岸地区 陸前高田市 エ 県北地区 久慈市 2 情報メディア出前対応機関による出前講座 (1) 実施機関・団体 ア 盛岡市少年センター イ 岩手県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 ※対応はサイバー犯罪ボランティア団体 ウ 岩手県警察本部生活安全部人身安全少年課 エ 岩手県立生涯学習推進センター オ 青少年活動交流センター (2) 取組 ア 連携強化 相互の事業の効果的・効率的な推進を図るために関係機関・団体が相互に情報・意見交換を行い、最新の状況について共通認識を得る機会としている。 イ 周知啓発 令和7年度に上記の実施機関・団体のリストを作成し、県内全小・中・高等学校、特別支援学校に配付。また、実施機関・団体に講座の依頼があった場合、他機関・団体を照会することもある。
北海道	北海道青少年有害情報対策実行委員会 関係機関が連携し、スマートフォンやインターネットの使用によりもたらされる有害情報やトラブルから青少年を守るため、メディアの安全・安心利用のための道民の意識醸成を図ることを目的として、各種取組を行っている。 (学校長会、PTA 団体、インターネット関連団体、携帯電話会社、青少年育成団体、道警、道教委)

青森県	青少年のネットセーフティ加速化事業 【取組１】民間事業者等との連携強化 (1) ワーキンググループの実施 ・携帯電話等販売事業者及び学識経験者からなるワーキンググループを開催（年３回：６月下旬・９月上旬・１月下旬を予定） ・取組を効果的に実践するための意見交換等を実施 (2) 携帯電話等販売店と連携した啓発活動 ・フィルタリング啓発リーフレットを作成・配付 【取組２】家庭のネットルールづくり推進 ・SNS 広告の配信、家庭のネットルールづくり啓発マグネットの作成・配布 ・保護者向けハンドブック（電子版・概要版リーフレット）の利活用
宮城県	1 小、中、高等学校、大学、専門学校、PTA、防犯団体、自治会等からの依頼に基づき「みやぎ出前講座（青少年のインターネット安全利用について青少年のインターネット安全利用について～ネットトラブルに遭わないために～）」を開催 2 インターネット安全安心利用啓発動画を作成し、Y o u T u b e で公開 3 小６及び小１向け啓発用リーフレットを作成し、県内の対象生徒全員に配布 4 学校、警察、防犯団体等、各種団体等への啓発用DVD等の貸出
秋田県	1 低年齢化対応講座 未就学児の保護者、幼稚園・保育所、認定こども園の教職員が対象 2 あきた県庁出前講座 地域住民、保護者、協力員等が対象
山形県	1 山形県青少年健全育成県民運動情報誌を年２回発行 2 消費生活出前講座 3 地域の大人のためのインターネット利用に関する研修会を年１回開催
福島県	○ こどもを守る情報モラル向上支援事業 令和５年度から、県教育委員会及び県警察と連携し、GIGA スクール構想の端末等を活用して、青少年のインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いや利用状況、フィルタリング率等を把握するためのシステム「ふくしま情報モラル診断」の運用しており、青少年がインターネットを適切に利用できる能力、いわゆるメディアリテラシーの向上を図る取り組みを行っている。 ・ アンケートで、スマホ所持率、ネット利用状況、フィルタリング率等を把握。 ・ 学校種別毎の診断問題により、インターネットに関する知識の習得度合いを調査し、学校はグラフ等によって児童生徒の実態を把握して、情報モラルに関する指導に活用。

2 有害図書類の指定と現状について

道県名	内容																																						
岩手県	R6 年度から年 4 回、審議会を開催し、例年 20 冊前後の図書を個別指定。 最近の指定状況 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">審議回数</th><th rowspan="2">諮問冊数</th><th colspan="2">指定の数</th><th rowspan="2">指定除外冊数</th></tr><tr><th>図書</th><th>ビデオテープ 類包括指定</th></tr><tr><td>R2</td><td>6</td><td>28</td><td>28</td><td>18</td><td></td></tr><tr><td>R3</td><td>4</td><td>16</td><td>16</td><td>12</td><td></td></tr><tr><td>R4</td><td>5</td><td>15</td><td>15</td><td>19</td><td></td></tr><tr><td>R5</td><td>6</td><td>24</td><td>23</td><td>11</td><td>2</td></tr><tr><td>R6</td><td>4</td><td>15</td><td>15</td><td>7</td><td></td></tr></table>	年度	審議回数	諮問冊数	指定の数		指定除外冊数	図書	ビデオテープ 類包括指定	R2	6	28	28	18		R3	4	16	16	12		R4	5	15	15	19		R5	6	24	23	11	2	R6	4	15	15	7	
年度	審議回数				諮問冊数	指定の数		指定除外冊数																															
		図書	ビデオテープ 類包括指定																																				
R2	6	28	28	18																																			
R3	4	16	16	12																																			
R4	5	15	15	19																																			
R5	6	24	23	11	2																																		
R6	4	15	15	7																																			
北海道	令和 4 年から定期指定なし。 ※ 不定期に書籍等を購入し、審議会（部会）に諮問の上、有害図書類に指定していたが、業界の自主規制の浸透等の理由から、定期指定を中止し、一般の方の申出に基づき個別指定を行うこととしている。																																						
青森県	1 有害図書類の個別指定状況 - 青森県青少年健全育成審議会図書类等部会で個別指定を行っているもので、原則として年 4 回開催。 - 令和 6 年度は 4 回開催し、13 冊を個別指定。 2 有害図書類の包括指定状況 - 令和 6 年度は 98 冊のうち 57 冊を包括指定。 - 県内設置数全 53 台に対する立入調査を行い、14 本の DVD を包括指定。																																						
宮城県	年 4 回、有害図書の個別指定のための審議会を開催し、例年 30 冊前後の図書を個別指定。 ※R2：42 冊、R3：39 冊、R4：40 冊、R5：30 冊、R6：29 冊 ※令和 7 年度から審議会を年 2 回開催に変更。																																						
秋田県	令和 2 年度までは審議会において審議の上、有害図書類の個別指定を行っていたが、令和 3 年度から個別指定は行わず、包括指定により対応。																																						
山形県	年 1～2 回審議会を開催 最近の指定状況 <table><tr><th>年度</th><th>指定数</th><th>審議会回数</th></tr><tr><td>R2</td><td>11 冊</td><td>1 回</td></tr><tr><td>R3</td><td>16 冊（包括：図書 13 冊・DVD 4 巻）</td><td>2 回</td></tr><tr><td>R4</td><td>13 冊（包括：図書 9 冊・DVD 2 巻）</td><td>2 回</td></tr><tr><td>R5</td><td>11 冊（包括：図書 8 冊・DVD 5 巻）</td><td>2 回</td></tr><tr><td>R6</td><td>8 冊（包括：図書 2 冊・DVD 1 巻）</td><td>1 回</td></tr></table>	年度	指定数	審議会回数	R2	11 冊	1 回	R3	16 冊（包括：図書 13 冊・DVD 4 巻）	2 回	R4	13 冊（包括：図書 9 冊・DVD 2 巻）	2 回	R5	11 冊（包括：図書 8 冊・DVD 5 巻）	2 回	R6	8 冊（包括：図書 2 冊・DVD 1 巻）	1 回																				
年度	指定数	審議会回数																																					
R2	11 冊	1 回																																					
R3	16 冊（包括：図書 13 冊・DVD 4 巻）	2 回																																					
R4	13 冊（包括：図書 9 冊・DVD 2 巻）	2 回																																					
R5	11 冊（包括：図書 8 冊・DVD 5 巻）	2 回																																					
R6	8 冊（包括：図書 2 冊・DVD 1 巻）	1 回																																					
福島県	令和 3 年度から有害図書類の定期購入はせず、県民から申出があるなどの場合のみ個別指定を審議。なお、令和 3 年度から県民からの申出もないことから当県において有害図書類の個別指定はない。																																						

3 その他

テーマ	趣旨
条例における青少年の定義について	6歳未満の者も保護の対象とすることについて、社会環境の変化等により、将来的に検討が必要となる可能性があるため。 18歳未満の者としている同県 北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県 6歳以上18歳未満の者としている県 岩手県、秋田県
生成 AI 児童ポルノの罰則化について	鳥取県において、6月議会で AI 作成の児童ポルノ画像を作成、提供することに対して、罰則規定（5万円以下の罰金）を設けることが可決された。全道・県対応なし。
コンビニにおける書籍販売の廃止状況について	各道県におけるコンビニの書籍販売終了状況とそれに伴う調査について参考にするため。 全同県減少傾向、立入調査は継続。